

韓国 国政選挙における在外選挙制度のご案内

さてこの度、2009年2月、韓国の「公職選挙法」が改定され、在外国民が韓国国内の選挙に投票できる在外選挙制度が導入されました。

これに伴い、私たちが在日韓国人などの永住在外国民や、海外に一時滞在している国民に、韓国大統領選挙や国会議員選挙（在外選挙人登録申請者は比例代表のみ）の選挙権を行使できることになり、2012年4月11日実施の国会議員選挙、同年12月19日の大統領選挙から投票できるようになりました。

つきましては、今回の韓国 国会議員選挙に**投票するためには11月13日から総領事館で受け付けられる「在外選挙人登録申請」を行う必要があります。多くの方に関心をもっていただき、登録・投票して下さるようお願い申し上げます。（※選挙実施ごとに事前登録が必要です）**

【韓国 国会議員選挙 登録に関して】

受付期間：2011年11月13日～2012年2月11日（90日間）

（土・日・祝日・年末年始12/29～1/3は休み）※11/13と2/11は登録可能

時間：午前9時～午後5時 ※5時を過ぎると登録できません

場所：駐大阪大韓民国総領事館 地下1階 Tel.06-6213-1493

（大阪府中央区西心斎橋2-3-4 地下鉄「なんば駅」25番出口）

必要書類：①在外選挙人 登録申請書

②旅券の原本とコピー（有効期間があるもの）

③外国人登録証明書の原本とコピー

※ 郵便申請はできません。

※ 正式な申請書はすべて韓国語表記になっていますが、総領事館または最寄りの民団事務所でお手伝いをしますので、不明な点があればお問い合わせください。

※ 申請書とし申請書の見本は、下記から取得できます。

在外選挙人登録申請書

在外選挙人登録申請書－日本語版見本

【投票に関して】

投票日：2012年3月28日～4月2日（土・日も開所）

時間：午前8時～午後5時 ※午後5時を過ぎると投票できません

場所：場所：駐大阪大韓民国総領事館 地下1階

必要書類：①旅券

②外国人登録証明書

③運転免許書

} いずれか1つ